

変死体に「犯罪」は隠されている

オーストリアのウィーン医科大学にある解剖室に、
次々と搬入される変死体の入った棺



変死体に「犯罪」は 隠されている

解剖率100%のウィーン・ルポ

柳原三佳 ノンフィクション作家

日

本では、解剖をしないで事故死や自殺と判断することがあるんですか？ それは無理な話でしょう。腹部も頭部も、全て解剖し、血液なども検査しなければ本当の死因がわかるはずありませんよ」

私の質問を受け、驚いたようにそう語り始めたのは、オーストリアの首都にあるウィーン医科大学法医学教室のクリスチャン・ライター (Christian Reiter) 教授だ。彼はまるで、今の日本で起こっている数々の殺人見逃し事件を見透かしたかのよう、こう続けた。

「たとえば、首吊りの状態で死体が見つかったとしても、必ずしも自殺とは言い切れません。絞殺されてから吊るされたかもしれないし、すでに薬物や毒物で殺されていたかもしれない。首の骨が折れていても、外からは判断できないこともあるし、一酸化炭素中毒なども、血液検査をしなければわからない。だからウィーンでは、病院以外の場所でも死亡した人の遺体はほぼ100%解剖しています。今日は休日明けの月曜なので、特に忙しいですね。普段は1日平均8体程度ですが、今日は13体解剖する

予定です」

その言葉どおり、訪れた月曜日、ウィーン医科大学の法医学教室は多忙を極めていた。

駐車場に次々と乗り付けられるワンボックスやワゴンタイプの遺体搬送車。その荷台からは、十字架の彫刻が施された棺が丁寧に降ろされ、棺の安置室へと搬入される。棺から取り出された死体は、まず足首に個人識別用の札をつけられ、体重と身長を計測された後、ステンレスのストレッチャーに載せられて解剖室へと運ばれていくのだ。その棺搬入の頻度を目にしただけで、ウィーンと日本との間には、死因究明に対する考え方や捜査のシステムそのものに根本的な違いが横たわっていることが容易に想像できた。

私は3年前、本誌記事「監察医が示した臓器片は別人のものだった ニッポンの司法解剖は大丈夫か」(2004年7月号)で、世界最低といわれる日本の解剖率、死因究明に関する予算が異常に低いことを取り上げ、その結果、犯罪が多数見逃されている危険性が高いことを指摘した。

その後も、さまざまな雑誌で、殺人が見

逃されたケースや、都道府県別の解剖率格差など、さまざまな死因究明の実態を取り上げ、正確な死因の究明に司法解剖は不可欠だという問題提起を行ってきた。

そんな中、「オーストリアの首都・ウィーンでは、変死体のほぼ100%を解剖して、死因を究明しているらしい。」

という情報を得た私は、日本との違いをぜひこの目で確かめてみたいと思い、ウィーンの死因究明現場に向かった。「汚れるといけないので、これを着てください」

そう言われて、ライター教授と同じように白衣に着替えた私は、早速、解剖室へと案内してもらったことになった。ロッカー室を出て、しばらく歩くと、まもなく生臭い臭いが鼻をついた。解剖室に続く廊下には、死体の置かれた3台のストレッチャーが並んで、すでに解剖の順番を待っている。

「死体さえ写らなければ、あとは、どこを撮影してもフリーですよ」

そう言われていたものの、結局、どこにカメラを向けても死体が写り込んでしまっ

ので、解剖室周辺での撮影は断念せざるを得ない状態だ。

教授が解剖室の扉を開くと、中ではずらりと並んだ4台の解剖台の上で、4体の死体がいっせいに腹部や頭部を開かれていた。ここでは、解剖医(メデイカルエキスパート)4人と、研修医(ヤングドクター)4人、そして解剖の補助を行う多数の若いスタッフがローテーションで働いている。その他、別室では薬学のドクター1人、ケミカルテスト・アシスタント3人、別棟のDNA検査セクションでは、DNA分析を専門とするドクターと4人のアシスタントも常に待機し、各種検査を行っている。

解剖室の中で教授の説明を聞いている間にも、新たな死体が次々と運び込まれてくる。そして、解剖を終えた死体が縫合もされぬまま運び出されたかと思うと、次の瞬間には順番待ちの死体が、空いた解剖台に載せられるのだ。

死体が到着すると、まずは、外表検査を行い、その後、執

刀医が各部にメスを入れていく。胸から腹部にかけては、切開後、ろつ骨を切断し、各臓器に異常がないかどうかを確認しながらひとつひとつ切り離し、重さを量りながら取り出していく。頭蓋骨も開き、中から脳を取り出して、出血などの異常がないかをこまかく確認する。

正直言つて、私にはかなりショッキングな光景だったが、解剖室の中をときばきと動きまわる若いスタッフたちの手際の上には、「怖い」などという意識をどこかへ追いやってくれるほど爽やかだった。

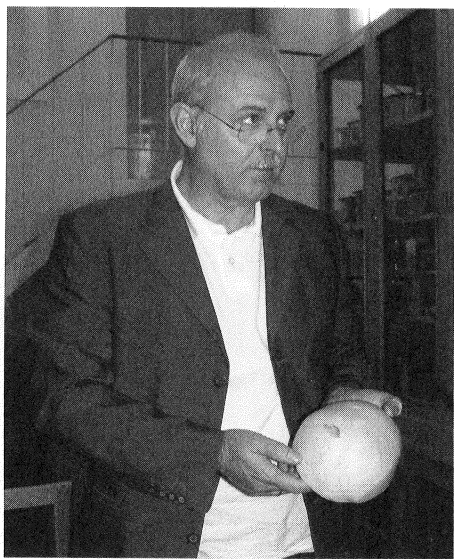
200体分の保管用冷蔵庫

4台の解剖台のうち1台は、一番奥の、ガラスで遮断された一室の中にあつた。こゝは、警察や裁判所経由で運ばれてくる明らかな犯罪死体を解剖するスペースだ。

この日は、女性の解剖が行われている最中だった。執刀医がヘッドホンマイクに向かって、口頭で解剖所見を述べ、それを書記官が記録していく。ここで解剖される死体は、いずれもなんらかの事件が絡んでおり、後に裁判が予想されるため時間をかけて解剖を行い、必ず鑑定書を作成するのだという。

死因についての結論を出すのが難しいときは、解剖医個人の見解が独り歩きするのを防ぐため、必ず2人以上の教授に見解を求め、デイスカッションした後、それぞれがサインをする。

犯罪死体の解剖謝礼金と鑑定書作成費用としては、国から一体当たり千〜2千ユーロ(約16万〜32万円)が支出される。ライター教授によると、その半分は大学に、残り半分は執刀医が受け取り、医師はその約半分を税金として納めるのだという。



頭蓋骨の標本を手に語るライター教授

「交通事故」から一転、凶悪な「保険金殺人事件」へと発展したのだ。

長崎県警によると、03年7月、父親と3人の知人らは、人通りの少ない山林の道路側溝に息子を押し倒し水死させたというが、司法解剖はされていなかったため、正確な

死亡原因は特定できていない。

死因は特定できていない。

焼死体も全例解剖

同様の事件は、茨城でも起こっていた。06年末、死刑判決を受けて最高裁に上告中の元暴力団幹部が、「他にも3件の殺人事件に関与した」とする上申書を茨城県警に提出。その中で、6年前、茨城県内で男性(当時67)にウオツカを無理やり飲ませて殺害したことを自供したのだ。

実はこの事件、亡くなった男性の妻子が、死亡保険金を目当てに殺害を依頼していたことが明らかになっている。男性の死体は林道に止まっていた車の脇で死亡しているところを発見されたのだが、警察は「病死」と判断。こちらも司法解剖は行われていなかった。

日本の警察や検察は一体、何度同じような「見逃し」を繰り返せば気がすむのだろう。ちなみに、茨城の事件を自供した元暴力団幹部は、過去に起こした殺人事件のうち、すでに2件において死刑判決を受けている。

また、長崎の事件では、父親が現場に駆けつけた県警の捜査員らに対し、「解剖しないでほしい」と懇願していたというが、い

る東京23区、横浜市、大阪市、神戸市以外でも、同じ傾向が見られるのだ。

こうした数字を見ると、「法医学者が解剖を行ってから犯罪性の有無を判断する」というウィーンと、「警察が犯罪性の有無を判断した後、解剖に回すかどうかを決める」という日本との、根本的なシステムの違いがはっきりわかる。

ライター教授は、解剖の必要性について、さらにこう語った。

「特に重要なのは、現場の状況などから『犯罪性はない』と思われていた1600体を解剖してみると、そのうち20件くらいは犯罪性が発覚するということ。つまり、非犯罪死体という前提で運ばれてきた死体の中にも、1・25%の割合で犯罪死体が紛れ込んでいるのです」

前出の06年データによると、日本の場合、司法解剖もしくは行政解剖にまわらなかった変死体は、13万5197体にのぼる。これらの大半は死体の状況から、「非犯罪死体」と判断されたということになるが、この数字に、ウィーンの犯罪死体発見率(1・25%)をかけて単純計算してみると、なんと、全国で年間約1690体の犯罪死体が

見逃されているということになる。

日本とウィーンの変死体と同じデータで単純に比較することは難しいが、いずれにせよ、解剖をせずに茶毘に付されている変死体の中には、相当数の犯罪見逃しや死因取り違えが含まれているのではないか。

実際に、司法解剖が行われなかったために、全国各地で陰惨な保険金殺人が見逃されてきた。

長崎では今年7月、父親(75)が26歳の息子をバイクの事故に見せかけて殺害し、1億数千万円の保険金を受け取っていた疑いで逮捕された。

当時、現場に駆けつけた警察官は、道路脇にミニバイクが倒れていたことから「単独の交通事故」として処理。ところが、「事故ではなく、殺人事件だ」という情報が相次いで寄せられたため、別件での捜査に着手したところ、発生から4年たった今年、「交通事故」から一転、凶悪な「保険金殺人事件」へと発展したのだ。

亡くならなかった人の死体はほぼ全例解剖していることになるわけですが」

日本の場合、06年に全国の警察に届け出のあった変死体数は、14万9239体(交通事故を除く)だった。そのうち、解剖が行われたのは、1万4042体(司法解剖5524体+行政解剖8518体)で、解剖率にすると9・4%。つまり、変死体の90%以上は解剖されていないことになる。これは、全例解剖(解剖率100%)をおこなっているウィーンとは比較の対象にならない低さだ。

次に、ウィーンとほぼ同じく160万人規模の人口を有し、監察医制度のない鹿児島県と比較してみたところ、驚くべき実態が浮かび上がってきた。

06年、鹿児島県内で発見された変死体数は2047体。そのうち法医解剖に回された死体は37体(司法解剖34体+行政解剖3体)で、解剖率はわずか1・8%だった。つまり、鹿児島県で発見された変死体の大半は解剖されずに死因を決定付けられているということになる。このような極端な解剖率の低さは、何も鹿児島県だけの問題ではない。監察医制度が実質的に機能してい

れ的事件も、疑問点の多い変死体であったにもかかわらず、司法解剖にすらまわさず、死因を安易に判断した警察の責任は重い。

法医学教室での取材を終えた私は、翌日、オーストラリア連邦警察局・犯罪捜査課に所属しているベティーナ・ボグナーさんという女性科学捜査官とそのチームのメンバーにも話を聞いた。

科学捜査官は4、5人で1チームを構成し、捜査員は全体で250人いるという。ボグナーさんは、難解な殺人事件を解き明かす科学的な手法と、その過程を説明する中で、解剖の必要性も力説していた。

彼女が見せてくれた1冊の捜査報告書。それはある女性が、マンションの一室で焼死していたというケースだった。真っ黒に焼け焦げたベッドルームと死体の写真を見る限り、火災によって彼女の体が焼けたことは間違いないかった。

「でも、ここで肝心なのは、彼女が火災で死んだのか、それとも火災になる前に死んでいたかを突き止めることです」

ボグナーさんはそう言いながら、この女性の解剖写真をめくり始めた。

「これは、彼女の気管を開き、その内側を

解剖室を見学した私は、その後、階下にある死体安置室に案内され、さらに驚かされた。壁一面に設置された死体保管用冷蔵庫の数、なんと約200体分。ドアを開けると縦一列に4体分のスペースが確保されており、それが横に6列並んだものが、複数の部屋に設置されているのだ。そこには、解剖後の死体を冷蔵庫に入れるためのフォークリフトも用意されており、専属のスタッフも数名働いていた。

以前見学した千葉大学法医学教室の解剖室には、解剖台1台、死体用の冷蔵庫はわずか2体分しか設置されていなかった。ちなみに、千葉県の人口は約600万。解剖医は2人で、年間解剖数は約180体。ウィーンの人口は千葉県の3分の1にも満たない約160万だが、この設備の差はいったいどこからきているのか。

ライター教授は語る。

「ウィーンでは年間約1800体を解剖しています。そのうち、警察や裁判所経由でくる明らかな犯罪死体は200体。残りの1600体は、衛生局から運ばれてきます。つまり、犯罪に限らず、事故、自殺、焼死体、一人暮らしの孤独死など、病院の中で

焼死体も全例解剖

同様の事件は、茨城でも起こっていた。06年末、死刑判決を受けて最高裁に上告中の元暴力団幹部が、「他にも3件の殺人事件に関与した」とする上申書を茨城県警に提出。その中で、6年前、茨城県内で男性(当時67)にウオツカを無理やり飲ませて殺害したことを自供したのだ。

実はこの事件、亡くなった男性の妻子が、死亡保険金を目当てに殺害を依頼していたことが明らかになっている。男性の死体は林道に止まっていた車の脇で死亡しているところを発見されたのだが、警察は「病死」と判断。こちらも司法解剖は行われていなかった。

日本の警察や検察は一体、何度同じような「見逃し」を繰り返せば気がすむのだろう。ちなみに、茨城の事件を自供した元暴力団幹部は、過去に起こした殺人事件のうち、すでに2件において死刑判決を受けている。

また、長崎の事件では、父親が現場に駆けつけた県警の捜査員らに対し、「解剖しないでほしい」と懇願していたというが、い

る東京23区、横浜市、大阪市、神戸市以外でも、同じ傾向が見られるのだ。

こうした数字を見ると、「法医学者が解剖を行ってから犯罪性の有無を判断する」というウィーンと、「警察が犯罪性の有無を判断した後、解剖に回すかどうかを決める」という日本との、根本的なシステムの違いがはっきりわかる。

ライター教授は、解剖の必要性について、さらにこう語った。

「特に重要なのは、現場の状況などから『犯罪性はない』と思われていた1600体を解剖してみると、そのうち20件くらいは犯罪性が発覚するということ。つまり、非犯罪死体という前提で運ばれてきた死体の中にも、1・25%の割合で犯罪死体が紛れ込んでいるのです」

前出の06年データによると、日本の場合、司法解剖もしくは行政解剖にまわらなかった変死体は、13万5197体にのぼる。これらの大半は死体の状況から、「非犯罪死体」と判断されたということになるが、この数字に、ウィーンの犯罪死体発見率(1・25%)をかけて単純計算してみると、なんと、全国で年間約1690体の犯罪死体が

と明記されている。しかし、「死体が犯罪に起因するものでないことが明らかである」ということを、法医学の専門家でない警察官に、外表からの検視だけでどうやって判断しろというのだろうか。もちろん、ここでは医師（検案医）も立ち会うわけだが、検案医の間でも、何の検査もせずに死因を決定していくことに対して、不安の声が上がっているという。

つまり、「死体取扱規則」の解釈があまりにいい加減なまま運用されてきたことに、大きな誤りがあるのではないだろうか。もちろん、誤認検視によって見逃されるのは「犯罪性」だけではない。「事故」か「病死」か、それとも「自殺」か、といった判断を誤ると、さまざまな問題が発生する。たとえば、転倒事故や交通事故等で死亡した場合は、保険でいう「災害・事故」に相当するため、傷害保険や自動車保険の支払い対象となる。生命保険でも、災害による死亡は死亡保険金が倍額になる契約も多いが、「病死」と判断されるとその対象外だ。また、殺人の可能性が高いにもかかわらず、自殺や病死で処理されてしまった被害者の遺族の中には、その怒りをどこへぶつ

てよいかわからぬまま、苦しみ続けている人が少なくない。

そうした状況に問題意識を持った民主党は、2005年、「死因究明ワーキングチーム」を立ち上げ、法医学者や薬毒物の専門家、遺族等から現状の問題点をヒアリングした。

そして、今年6月21日、「非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案」

「法医学研究所設置法案」

という、死因究明制度見直しのための関連2法案を衆院に提出した。すでに継続審議が決定しており、与党からも賛同の声が多いという。

この法案では、変死者の死因究明の責任官庁を警察庁に一本化して「非自然死体死因究明局」を作り、都道府県警に法医学の専門知識を有する「死因調査専門職員」を配備。万一、感染症や中毒による死亡の可能性が浮上した場合、警察署長は、関係行政機関に通知する。

また、内閣府の機関として「法医学研究所」も創設し、各地に支所を置き、警察の依頼で法医学の専門医が変死体の解剖を

行うとともに、専門医の育成も担う。これによって、解剖率と検視・検案技術の向上を目指すことが狙いだという。

ウィーン医科大学でのインタビュの後、ライター教授が笑いながら話してくれた言葉が印象に残っている。

「解剖の問題についてこうしたインタビューをされたのは初めてです。ウィーン市民にとって、死後の解剖はあたりまえ。ですから逆に、解剖率が高いことに驚きを示されたことに、私は興味を持ちましたよ」

解剖率1割に満たない日本が、全例解剖というウィーンの死因究明システムに追いつくには相当の制度改革と意識改革が必要だが、国もようやく現状の危機的な状況を認識し始めたようだ。

今後の法案審議に期待したい。



写したのですが、ほら、煤すすひとつなくともきれいでしよう。これを見てわかるのは、彼女は煙をまったく吸っていないということ、つまり、死んでから火災が発生したということです。それだけではありませんが、頭蓋骨には何かで叩かれた大きな損傷が見つかつたのです」

髪を剃り、頭皮を剥いだ状態の頭蓋骨の写真には、親指大の陥没骨折がはっきり見取れた。

この解剖結果を受け、捜査チームは殺人事件と断定。室内からは頭蓋骨の傷と一致する凶器の棒も発見され、マンションの配線工事をしていた男が、間もなく逮捕された。男は金目当てに女性宅に侵入したところ、女性に見つかつたため殺害におよんだのだという。

解剖には薬毒物検査やDNA検査という重要な役割もあり、ウィーンでは解剖の際に全ての変死体から10〜20mlの血液を採取し、2年間は保管しているという。血液や尿の成分分析機械も、ガスクロマトグラフィ（GC・MS）という1台1千万円以上する最新機が4台導入され、ほぼ全ての薬毒物を分析することができるという。

一方、日本の大学で同等の機器を揃えているところはほとんどなく、「トライエージ」といわれる簡易な検査しかできていないのが現状だ。たとえ司法解剖を行ったとしても、今の法医学教室には薬物スクリーニング（検査）やDNA検査のための十分な設備と人員が確保されていないため、現状では、せいぜいアルコールや覚醒剤など個人が趣味で使用する乱用薬物が検出できる程度。後は、血液を保管しておき、必要があれば後日調べなおすという流れだ。

ましてや、解剖が行われなければ、血液の保管もされないため、トリカブトやインスリン、睡眠薬などを使った保険金殺人はフリーパス。結局、複数の人が殺されてからようやく発覚するケースも少なくない。

ボグナーさんは語る。

「ウィーンでは、死んだら解剖するのがあたりまえという感覚が市民の間に定着しており、その歴史は今から約250年前、ハプスブルク家が栄華を極めていた頃にさかのぼります。マリア・テレジアの夫で、神聖ローマ皇帝のフランツ・シュテファンが大変モダンな感覚を持った科学者でもあり、国内で疫病がはやつたときにも死因の科学

的な究明に力を入れました。こうしたことから、解剖をはじめ、科学的な捜査が進んだのだと考えられています。人間は誰しも死を受け入れたくないと思うものですが、死んだ後のことを考えることは、それ以上重要なことなのです」

日本では死因究明制度見直しの動き

一方、警察官の五官による「検視」で、解剖の前に犯罪性の有無を振り分けている日本の死因究明制度は、江戸時代のそれとさほど変わりはないという専門家の指摘もあるが、なぜ、このような状況が続いてきたのだろうか。

日本では、通常、病院以外の場所で発見された場合、「死体取扱規則」という規則に従って、死体を取り扱われる。

その第四条には、

「警察署長は、……死体が犯罪に起因するものでないことが明らかである場合においては、その死体を見分するとともに死因、身元その他の調査を行い、死体見分調書別記様式第一号）を作成し、又は所属警察官にこれを行わせなければならない」